

# Q&A

あなたのための弁護士

あなたの力に  
なれること。



今、つかまっているあなたに。 

# 1

# 弁護士はあなたの味方です

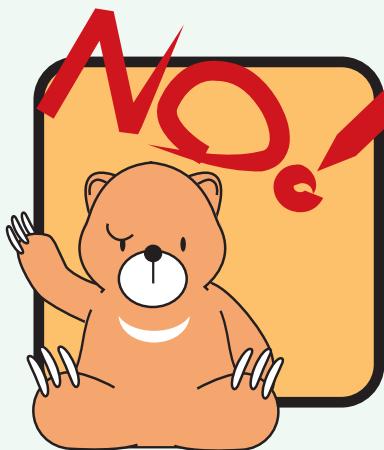
あなたには弁護士をたのむ権利があります！



弁護士って  
誰の味方なの・・・？



弁護士はあなたの味方です。あなたの親の味方でも裁判所の味方でもありません。あなたから聞いた秘密は誰にも話しません。  
「これからどうなるの、どうしたらしいの」。弁護士はあなたのあらゆる不安に耳をかたむけます。



僕は(私は)警察のいうような  
ことはやっていない!!



「自分はやっていない」とはっきり言わなければなりません。弁護士はあなたの疑いをはらすため活動します。あなたの言い分を警察官、検察官、裁判官に伝え、あなたがやったという証拠におかしいところがないかチェックします。アリバイがあれば調べます。



僕は(私は)やってしまった。  
だから、弁護士を頼んでも  
意味がないのでは…？



「確かにやったけどこんな理由がある」「そんなにひどくはやってない」。弁護士は、あなたのそんな言い分も警察官、検察官、裁判官に正しく伝えます。また、これから同じことを二度と起こさないためににはどうしたらしいかを、あなたといっしょに考えます。

今、つかまっているあなたに。



親に相談してから決めたい。  
でも反対されたら…?



あなたが親（保護者）に相談しても「弁護士をつけるのは反省していない証拠だ」「やったんなら弁護士は必要ないだろう」と言われるかもしれません。でも、弁護士が必要なのはあなたの親ではなく、あなた自身です。弁護士はあなたからのまれれば親が反対しても弁護します。



弁護士を頼みたい  
でもお金は…?



「お金がない」「お金を出してくれる人がいない」。そういう時には国や弁護士会というところが、あなたのわりに弁護士の費用を負担してくれますので弁護士に話してください。だから、お金の心配をしないでも弁護士を頼むことができます。



警察官に「弁護士を付けてもムダ!」  
といわれたけど…?



警察官から「弁護士なんかつけても金がかかるだけ」「どうせすぐ出られるから必要ない」「弁護士なんかつけると裁判所で反省していないとみられるぞ」などと言われるかもしれません。しかし、これは全部ウソです。取調べを受けている今こそ、あなたに弁護士が必要です。弁護士をつけるのはあなた自身の権利です。

# 2

## これだけは 気をつけて！

### とりしら 取調べを受けたとき

あなたは、逮捕されてから一番長くて23日間、多くの場合は警察の施設に入れられて、  
警察官や検察官の取調べを受けることになります。  
あなたが取調べを受けたときどうしたらよいのか、大事なことを説明します。

### 身に覚えがなければ 「NO」！



取調べのとき、警察官や検察官に聞かれたことに身に覚えがなければ、  
はっきりと「NO！」と言ってください。刑事から「仲間はおまえ  
もやったと言ってるぞ」と言わってもやってないなら「NO！」で  
す。「そう言わればそうかもしれない」と言うのもいけません。  
裁判になってから「本当はちがう」と言っても取り返しがつきませ  
ん。

警察官によっては「全部話せば早く家に帰れるぞ」「正直に言えば少  
年院に行かずにすむぞ」という人がいるかもしれません。しかし、  
警察官の言葉を信じて、やってもいないことをみとめたため、<sup>むじつ</sup>無実の  
罪で重い処分を受けた人もいます。強い意思をもって<sup>しんじつ</sup>真実をつらぬ  
いてください。



### 話したくないことは話さなくて大丈夫

あなたは、いつでもどこでも、だれに対しても、話したくないことは話さなくてかまいません。  
けんぽう もくひけんあなたには憲法でみとめられている黙秘権もくひけんという権利があります。  
何も話さないことで、あなたが不利になることはありません。

### 取調べはどんな ふうでしたか？

取調べのとき、警察官や検察官が暴力をふるったり、大声でおどかし  
たり、ウソを言ってだましたりして、無理にあなたに言わせようと  
することは許されません。取調べのときのようすがどうだったかに  
ついても、弁護士に話してください。





今、つかまっているあなたに。

## 供述調書ってなに？

警察官や検察官はあなたを取り調べると、あなたが話した内容を文章にした作文のような書類を作ります。あとで家庭裁判所の裁判官が、あなたの処分を決めるときに参考にするとても大事な書類です。これが供述調書です。

## 間違った供述調書には サインをしない！

警察官や検察官が供述調書を作ると、あなたに読んで聞かせたうえ、サインをするように求めてきます。あなたが供述調書にサインしてしまえば、そこに書いてあることは全部正しいとみとめたことになってしまいます。もし、読んでもらった内容があなたの話したとおりでないときは、書き直してくれるまでサインをしてはいけません。

## 供述調書を早口で読み上げられ、 よく理解できないときは…？

内容がよく理解できないうちにサインしてはいけません。勇気を出して「もっとゆっくり読んでください」とはっきり言ってください。



## すでにまちがった 供述調書にサインして しまったときは…？

すぐにそのことを弁護士に話してください。本当のことを言うのは早ければ早い方がいいのです。確かにいたんできあがった供述調書をひっくり返すことは大変なことですが、あなたのために弁護士は最大限努力します。

# 3

# 家庭裁判所での 処分

## 家庭裁判所に連れて行かれるとどうなるの？

警察官や検察官が事件の内容を調べ終わったら、あなたは家庭裁判所に行きます。

家庭裁判所では、裁判官が審判しんばんという場であなたの処分を決めます。

ただし、裁判官があなたを少年鑑別所に入れる必要があると考えたとき、あなたは審判の前に最大限4週間（ごく例外的には8週間まで）、少年鑑別所に入れられることになります。

### 少年鑑別所しょうねんかんべっしょって何をするところ？

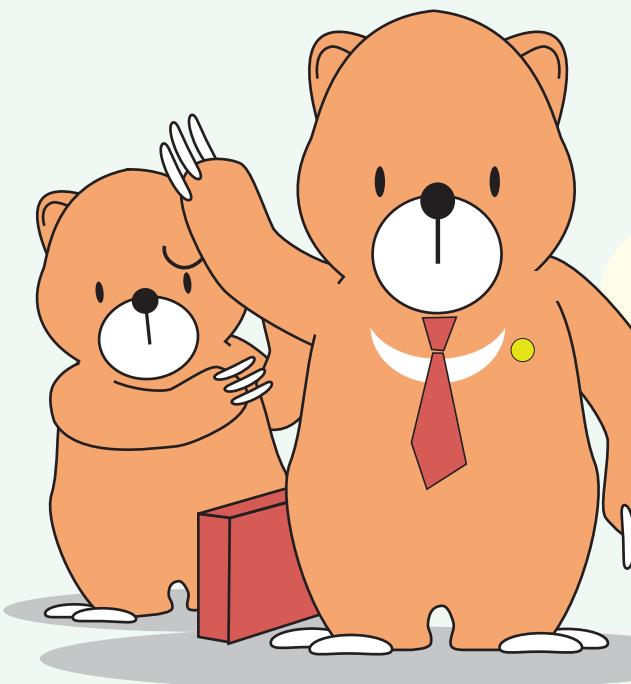
少年鑑別所は、裁判官があなたの処分を決める審判の日まで、あなたの性格や考え方などを調べるところです。少年鑑別所の中では心理テストを受けたり、家庭裁判所から「調査官」という人が面会に来て話を聞かれたりします。また、少年鑑別所はあなたの処分が決まらない間に入れられるところで、少年院とはちがいます。もちろん、少年鑑別所に入ったからといって、必ず少年院に送られるというわけではありません。

### 「調査官」ちょうさかんって何をする人？

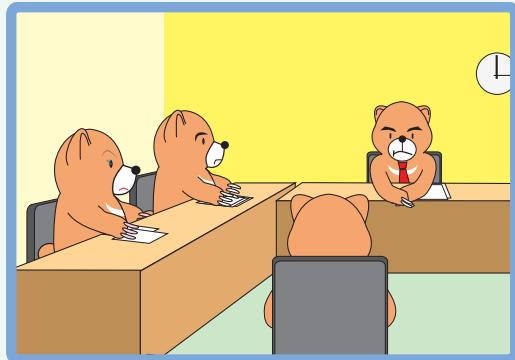
調査官は、なぜ、あなたが事件を起こしたのか、あなたの今後の生活をどうしたらよいかを考えてくれる人です。主に事件のことを調べる警察官や検察官とはちがいます。調査官は、あなただけではなく、あなたの親から話を聞いたり、弁護士の意見を聞いたりして、どのような処分がいいかの意見を書類にまとめ、裁判官に提出します。

### 「審判」しんばんって何をするの？ だれが立ち会うの？

審判は、裁判官があなたに対し質問をし、あなたが起こした事件の内容とあなたが受けるべき処分について決める手続きです。審判にはあなたの保護者、調査官、そして弁護士が立ち会います。重大な事件や複雑な事件で、事件の内容を判断するために裁判官が必要と考えたときには検察官が審判に立ち会うこともあります。審判ではあなたがどんなことをしたのか、なぜ事件を起こしたのか、事件を起こしたときの家族や友達との関係、生活状況などについて聞かれます。また、審判では、あなたが裁判官に直接自分の考えていることを伝えることができます。



今、つかまっているあなたに。



## どんな処分を受けることになるの？

あなたが本当は事件を起こしていなかったり、事件を起こしていても裁判官が処分をする必要がないと考えたりした場合は、「不処分」といって、何の処分も受けません。しかし、そうでない場合は、次のような処分を受けることになります。

### 保護観察

あなたが保護観察官や保護司さんからの生活指導や監督を受けながら社会の中で更生していくことができると判断された場合保護観察の処分になります。この場合、決められた約束を守りながら家庭などで生活し、毎月2回くらい保護司さんに会いに行き生活の様子を報告することになります。

### 児童自立支援施設等送致

あなたの年齢が比較的低く（中学生ぐらい）非行の程度がそれほど進んでいないと判断された場合には児童自立支援施設等の施設に送られることになります。この場合は施設で生活の改善を中心とした指導を受けることになります。

### 試験観察

すぐに処分を決めないで、しばらくあなたの生活のようすをみてから処分を決めるものです。この場合は、家に帰される場合と、家に帰されず、民間の委託先に預けられる場合がありますが、数か月あとにもう一度審判が開かれ、あなたの最終の処分が決まります。

### 少年院送致

あなたが、再非行をする可能性が高く社会の中で更生していくことが難しいと判断された場合には少年院に送られることになります。少年院では再び非行を犯すことないように反省を深める教育を受け、規則正しい生活習慣をみにつける指導を受けるほか教育の指導や職業の訓練を受けることになります。

### 逆送

あなたが事件を起こした時に14歳以上で、重大な事件などの場合で、裁判官がおとなと同じ裁判をした方がよいと判断すれば、家庭裁判所は事件を検察官に送り返します。この場合は、おとなと同じ裁判を受けることになります。

# 少年事件 手続の 流れ

(犯罪少年の場合)

逮捕  
たいほ

48時間  
以内

検察  
けんさつ

24時間以内

最大  
10日

勾留

最大  
10日

勾留延長

さいたく

在宅

最大  
10日

勾留に代わる観護措置

家庭裁判所

かていさいばんしょ

24時間  
以内

通常  
4週間

最大  
8週間

かんごそち  
観護措置

けんさつかんそうち  
検察官送致

起訴

ちょうさ  
調査

審判不開始

試験観察

審判  
しんばん

ほごしおぶん  
保護処分

ほごかんさつ  
保護観察

しょうねんいんそうち  
少年院送致

じどうじりつしえんしせつとうそうち  
児童自立支援施設等送致

ちじ  
じどうそだんしょちょうそうち  
知事又は児童相談所長送致

ふしおぶん  
不処分

